

清谿園ケアハウスしゅうゆう運営規程

(地域密着型特定施設入居者生活介護)

社会福祉法人恵心会は、下記の運営規程によって、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を経営する。

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵心会が設置運営する地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（以下、「事業所」という。）の適当な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員（以下、「従業者」という。）が要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業員は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、利用者に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

- 2 サービスが高齢者の健康と生活の基盤に深く関わるものであることに鑑み、その提供にあたっては、事故の防止はもとより、高齢者の心理面に配慮するほか、自立援助、家族や公的サービス、鹿児島市（以下、「保険者」）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 安定かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 清谿園ケアハウスしゅうゆう
- (2) 所在地 鹿児島県鹿児島市山田町3802番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、併設施設管理者と兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）
利用者または、その家族からの生活相談に適切に応じると共に必要な助言、苦情への対応、その他の援助を行う。また、常に計画担当責任者との連携を図り、

サービス提供につなげる。

(3) 看護職員 1名以上（常勤換算）

特定施設サービス計画に基づき、利用者の健康状況の把握に努め、健康保持及びそれに伴う援助を行う。事業所の保健衛生業務に従事する。

(4) 介護職員 12名以上（常勤換算）

介護従事者は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の心身の状況を踏まえて、必要に応じ日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又はその減退を防止するための機能訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 介護支援専門員 1名以上

計画作成担当者は、利用者及びその家族からの相談に応じ、その環境や心身の状況を踏まえて、適切な特定施設入居者生活介護を提供できるよう特定施設サービス計画を作成する。

(7) 栄養士 1名（常勤兼務）

利用者の栄養状態や心身の状況を踏まえて、四季折々の季節感のある真心のこもった献立及び調理指導を行う。

(8) 調理員 2名以上（常勤兼務）

栄養士のたてた献立に基づき、利用者の身体的状況を考慮した調理を行う。

(9) 事務員 1名以上（常勤兼務）

会計、庶務等の事務処理を行う。

(利用定員及び居室数)

第5条 事業所の利用定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 利用定員 29名

(2) 居室数 29室（全室個室）

(介護の内容)

第6条 地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護者を対象に、要介護者3人に対し1人以上の介護職員を配置し、夜間は2ユニットに1人の夜勤者を配置し、次の(1)～(4)の内容の介護を提供する。

(1) 入浴（週2回以上）、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 地域密着型特定施設入居者生活介護サービスの開始に際し、心身の状況、希望及び、その置かれている環境を踏まえて、個別に地域密着型特定施設サービス計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て、当該計画書を利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 介護計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。

(利用料及びその他の費用)

第8条 本事業が提供する地域密着型特定施設入居者生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) サービス提供に要する費用（事務費） 7,000円～31,000円/月

(2) 管理費（居住に関する費用） 33,000円/月

(3) 生活費（食材料費、共用部分に係る光熱水費と維持管理費）
48,764円/月

(4) 水道料金 1,000円/月

(5) 預り金、貴重品の管理等費用 1000円/月

(6) 理美容代 実費相当額

(7) 日常生活品費 実費相当額

(8) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用実費

2 月の中途における入居または退居については、日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振り込み等によって指定期日までに受けるものとする。

4 (1)～(8)の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書等で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受取るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第9条 全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第10条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び地域密着型特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。

3 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

- 4 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行わない。
- 6 施設を利用するに当たって、次の項目に注意することとする。
 - (1) 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。
 - (2) 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。
 - (3) 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。
 - (4) 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。
 - ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ②けんか、口論、泥酔いなどで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - ③事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
 - (5) 施設設備の使用上の注意
 - ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用すること。
 - ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合もあります。
 - ③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、利用者のプライバシーの保護について十分な配慮を行うこと。
 - ④当施設の従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
 - (6) 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。
 - ①正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - ②偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。
 - (7) 入居に当たり、危険物等（ナイフ、フォーク、はさみ、裁縫道具）は持ち込まないこととします。
 - (8) 外出や外泊をされる場合は、事前に申し出ることとします。但し、外泊については、最長で月6日間となります。また、食事が不要な場合は前日までに申し出ることとします。

(緊急時等における対応方法)

第11条 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害が発生した場合、避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する火災、風水害、津波、火山災害に対する非常災害計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難・救出等訓練を行う。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を厳守する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(個人情報の保護)

第14条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドンス等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した地域密着型特定施設入居者生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し、担当職員を配置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供したサービスに関し、法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会

に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国保連合会が行う法第 176 条第二号の調査に協力するとともに、国保連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 国保連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国保連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第 16 条 事業所は、利用者に対する介護サービス提供に当たって、事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第 17 条 地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(地域との連携)

- 第 18 条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。
- 2 事業所は、地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(記録の整備)

- 第 19 条 記録書類について、5 年間保存とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防及びまん延防止のための措置)

第23条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第24条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第25条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確保するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第26条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保

及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第27条 事業所は、従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2）経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵心会と事業所の管理者が協議のうえ定めるものとする。

付 則 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2. この規程の一部変更は、平成24年8月1日から改正する。

3. この規程の一部変更は、平成25年4月1日から改正する。

4. この規程の一部変更は、平成26年12月1日から改正する。

5. この規程の一部変更は、平成27年 8月1日から改正する。

6. この規程の一部変更は、平成29年 4月1日から改正する。

7. この規程の一部変更は、平成30年12月1日から改正する。

8. この規程の一部変更は、令和元年10月1日から改正する。

9. この規程の一部変更は、令和3年4月1日から改定する。

10. この規程の一部変更は、令和6年1月1日から改定する。

11. この規程の一部変更は、令和7年4月1日から改定する。